

第5章 計画の推進

1. 実施体制

本計画は、本市が保有する「全ての公共施設等」を対象としているため、全庁的な推進体制によって取り組む必要があります。そのため、全庁的な視点による総合調整や審議を経て公共施設の再編を進める推進部門と、所管する施設について公共施設マネジメント計画に基づく具体的な取り組みを実行する実施部門とが連携・協力し、組織横断的な取り組みを進めることとします。

(1) 推進部門

ア 公共施設マネジメント推進会議

本計画に基づく公共施設マネジメントの取り組みについて、全庁的な視点での総合調整や審議、公共施設等の再編に関する内部の意思決定を行います。

市長を議長とし、副市長及び実施部署を構成する施設所管部署の関係部長級職員を構成メンバーとして、庁内における意思決定を担う機関となります。

イ 推進部署

全庁的な公共施設マネジメントの推進に関連する部署を、公共施設マネジメント推進会議の下部組織として位置づけ、実施部門と連携しながら、各分野についての進捗管理や必要な施策についての立案・調整を行います。

表：担当部署と主な役割

| 担当部署 | 主な役割 |
|----------------------------|---|
| 統括部署 (資産活用課) | <ul style="list-style-type: none"> 全庁的な公共施設マネジメントの推進と進捗管理 公共施設等に関する情報の一元管理 実施部署との連絡・調整 |
| 企画部署 (政策企画課) (まちづくり政策課) | <ul style="list-style-type: none"> 「まちづくり」の視点での公共施設マネジメントの推進と進捗管理 |
| 営繕部署 (住宅営繕課) (まちづくり指導課) | <ul style="list-style-type: none"> 公共施設マネジメントの取り組みに係る技術的検討に対する支援 |
| 財務部署 (財政課) | <ul style="list-style-type: none"> 公共施設マネジメントの取り組みに関する予算の査定や財源の管理 |

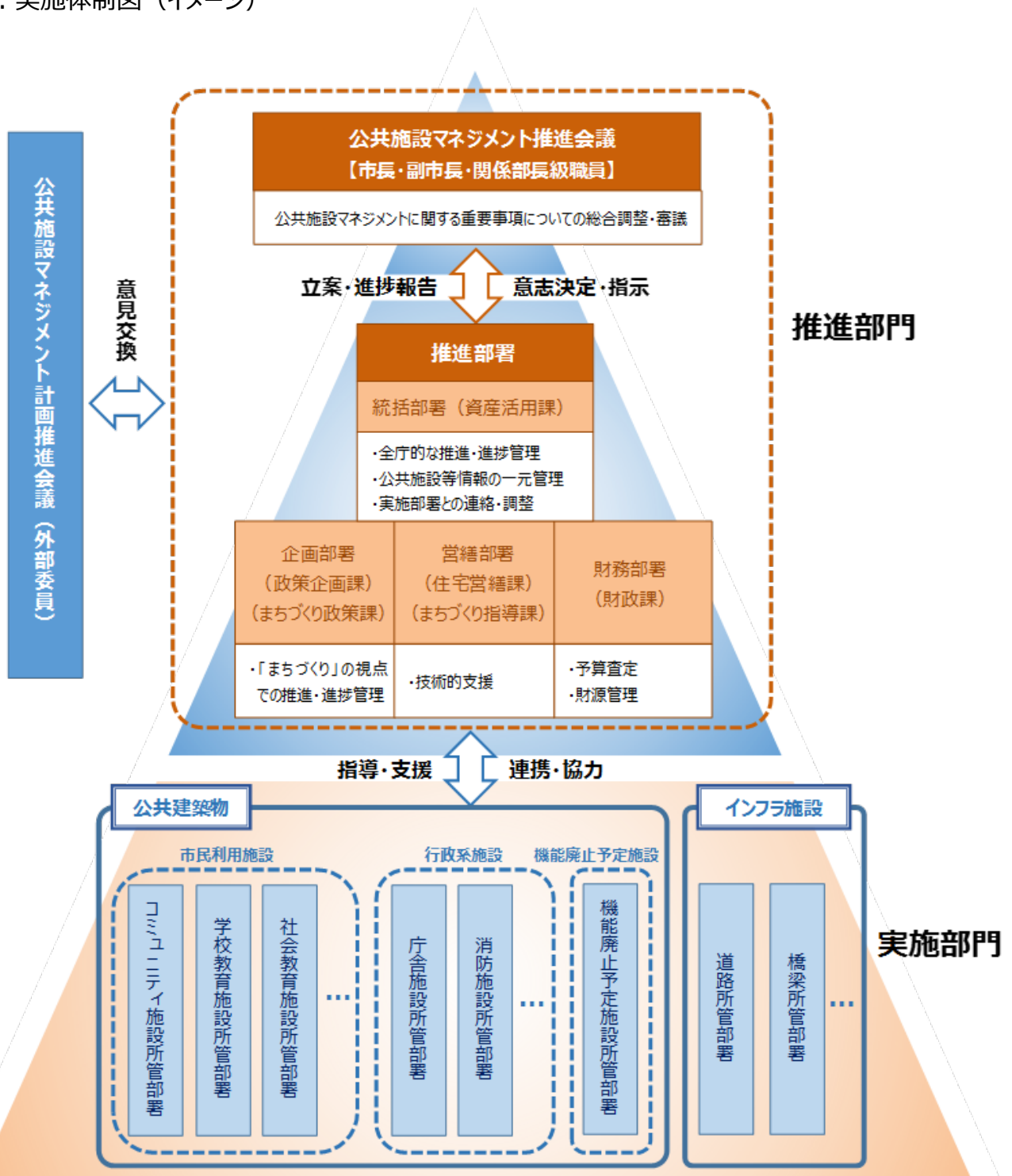
ウ 公共施設マネジメント計画推進会議

外部委員による推進会議を開催し、第三者の目線から進捗状況等について意見を伺う。

(2) 実施部門（公共施設等の所管部署）

様々な公共施設等を所管する部署が公共施設マネジメントを実施する基礎となります。施設の維持管理、日常点検から、施設に係る情報の更新、所管施設についての個別計画の推進を担うこととし、公共施設マネジメント計画の実行主体となります。

図：実施体制図（イメージ）



2. 個別施設計画の策定

実施部署においての公共施設マネジメント計画の実行に当たっては、それぞれの施設の実情や性質を踏まえた個別施設計画を策定し、具体的な取り組みを進めます。

個別施設計画においては、個々の施設についての見直し等の今後の具体的な方針が示されることとなるため、その策定及び実施に当たっては、市民や議会の理解が不可欠です。

対象となる施設が真に地域の住民をはじめとする市民全体の需要に即したものとなるよう、公共サービスの維持、周辺地域における住民との合意形成、財政負担への配慮等に鑑みつつ、適正な施設配置を検討します。

3. 計画の進行管理

(1) 公共施設マネジメント計画の見直し

公共施設マネジメント計画は、2017（平成29）年度から2046（平成58）年度までの30年間を計画期間として取り組むものです。人口、財政及び公共施設等のこれまでの経緯と今後の見通しに基づき策定しているものですが、その遂行に当たっては、その時々の変化や計画の進捗状況を踏まえ、適宜見直す必要があります。

そこで、本計画はPDCAサイクルによる取り組みの実施と進捗状況の検証のもと、本市の総合計画の見直しと併せ、総合計画に基づくまちづくりの指針に沿った計画の見直しを行い、市勢の変化に則した公共施設マネジメントを推進します。

(2) 個別施設計画の見直し

前述のとおり、個別施設計画は、公共施設マネジメント計画の具体的な実行方策として定めるものです。

個別施設計画についても、PDCAサイクルによる取り組みの実施と進捗状況の検証を行い、公共施設マネジメント計画の見直しに併せた計画の見直しを行います。